

平成30年3月19日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	内藤明	議員	2番	古沢清志	議員
3番	佐藤耕治	議員	4番	渡邊賢一	議員
5番	伊藤正彦	議員	6番	遠藤智与子	議員
7番	太田芳彦	議員	8番	石山忠	議員
9番	阿部清	議員	10番	沖津一博	議員
11番	國井輝明	議員	12番	辻登代子	議員
13番	杉沼孝司	議員	14番	工藤吉雄	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	柏倉信一	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
草苺和男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会 委員長	菅井孝一	農業委員会会長 職務代理者
竹田浩	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	田宮信明	政策企画課長
伊藤耕平	商工創成課長	安達徹	財政課長
設楽和由	税務課長	荒木信行	市民生活課長
森谷孝義	建設管理課長	安達晃一	下水道課長
原田真司	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	松田仁	さくらんぼ観光 課長
軽部賢悦	健康福祉課長	片桐勝元	高齢者支援課長
佐藤肇	子育て推進課長	大沼利子	会計管理者 （兼）会計課長
辻洋一	水道事業所長	土屋恒一	病院事務長
佐藤和好	学校教育課長	高林雅彦	生涯学習課長 （兼）慈恩寺歴史 文化振興室長
大沼孝一郎	監査委員	渡辺優子	監査委員 事務局長

○事務局職員出席者

月光龍弘	事務局長	山田良一	局長補佐
齋藤晴光	総務係長	兼子拓也	総務係主事

議事日程第6号

第1回定例会

平成30年3月19日(月)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第33号 寒河江市教育委員会教育長の任命について  
" 2 議案説明  
" 3 委員会付託  
" 4 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 5 議第 8号 平成30年度寒河江市一般会計予算  
" 6 議第 9号 平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算  
" 7 議第10号 平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算  
" 8 議第11号 平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  
" 9 議第12号 平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算  
" 10 議第13号 平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算  
" 11 議第14号 平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算  
" 12 議第15号 平成30年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算  
" 13 議第16号 平成30年度寒河江市立病院事業会計予算  
" 14 議第17号 平成30年度寒河江市水道事業会計予算  
" 15 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 16 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第17 議第18号 寒河江市課制条例の一部改正について  
" 18 議第24号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について  
" 19 議第30号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について  
" 20 議第31号 寒河江市営住宅条例の一部改正について  
" 21 議第32号 寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止について  
" 22 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告  
" 23 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第24 議第19号 寒河江市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定について  
" 25 議第20号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について  
" 26 議第21号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について  
" 27 議第22号 寒河江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
" 28 議第23号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 9 議第 2 5 号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 3 0 議第 2 6 号 寒河江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 〃 3 1 議第 2 7 号 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 3 2 議第 2 8 号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 3 3 議第 2 9 号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 3 4 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 3 5 質疑・討論・採決

- 日程第 3 6 議第 3 4 号 平成 2 9 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 〃 3 7 議第 3 5 号 平成 3 0 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号）
- 〃 3 8 議案説明
- 〃 3 9 委員会付託
- 〃 4 0 質疑・討論・採決
- 〃 4 1 議会案第 1 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
- 〃 4 2 議案説明
- 〃 4 3 質疑・討論・採決
- 〃 4 4 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号に同じ

再 開 午前 1 0 時 2 0 分

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○内藤 明議長 おはようございます。  
ただいまから本会議を再開いたします。  
本日の欠席通告議員はありません。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長長の報告を求めます。石山議会運営委員長長。〔石山 忠議会運営委員長 登壇〕

○石山 忠議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る3月16日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第33号寒河江市教育委員会教育長の任命について、議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）、議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）、議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正について及び常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての5案件であります。

追加案件の取り扱いについては、日程第1、議第33号を上程した後、日程第2で議案説明を受け、日程第3で委員会付託、日程第4で質疑・討論・採決を行います。

次に、初日に提案されました議案について委員会ごとに委員長報告を受け、質疑・討論・採決を行った後、日程第36、議第34号及び日程第37、議第35号を一括議題とし、日程第38で議案説明を受け、日程第39で委員会付託、日程第40で質疑・討論・採決と進めてまいります。

次に、日程第41で議会案第1号を議題とし、日程第42で議案説明、日程第43で質疑・討論・採決を行い、日程第44で常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてをお諮りすることといたしました。

日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおりとなります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○内藤 明議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

○内藤 明議長 日程第1、議第33号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

## 議 案 説 明

○内藤 明議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から、議第33号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを御説明申し上げます。

草苴和男教育委員会教育長が本年3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに、寒河江市緑町200番地の32、軽部 賢氏を任命いたしたく、議会の御同意を求めようとするものでございます。

御同意くださいますようお願い申し上げます。御同意くださいますようお願い申し上げます。

## 委 員 会 付 託

○内藤 明議長 日程第3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第33号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

### 質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第33号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第33号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第33号について、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第33号はこれに同意することに決しました。

### 議案上程

○内藤 明議長 日程第5、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算から日程第14、議第17号平成30年度寒河江市水道事業会計予算までの10案件を一括議題といたします。

### 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第15、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。阿部予算特別委員長。

〔阿部 清予算特別委員長 登壇〕

○阿部 清予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算、議第9号平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第10号平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第11号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第13号平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第14号平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成30年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号平成30年度寒河江市立病院事業会計予算、議第17号平成30年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月9日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました本委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

最初に、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第14号、議第15号、議第16号及び議第17号の9案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号について採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決し

ました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第16、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

初めに、確認させていただきます。渡邊議員は第何号についての討論ですか。(「議第13号の介護保険特別会計予算に対する反対の立場での討論でございます」の声あり) 遠藤議員は第何号についての討論ですか。(「同じく議第13号で、反対討論であります」の声あり)

そのほか討論はありませんか。(「なし」の声あり)

それでは、初めに反対討論について、渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○渡邊賢一議員 渡邊賢一でございます。

議第13号、介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論をさせていただきます。

反対理由としては、2つを申しあげたいと思います。

まず、1つ目は、公文書改ざんや捏造、隠蔽、そんたくを繰り返す安倍政権の麻生財務大臣初め財務省官僚が編成した、冷たい社会保障予算に基づくものであるからでございます。

国の新年度予算の社会保障費は、2017年度当初から1.5%ふえ、32兆9,732億円と、過去最大となりました。

高齢化に伴う社会保障費の自然増について、政府は2016年度から3カ年で計1.5兆円、年平

均5,000億円の伸びとする目標を掲げておりました。今回、概算要求で6,342億円の見込みを1,345億円削減し、4,997億円に絞り込んだということになります。

3年連続で5,000億円以内に圧縮したというのが財務省の考え方でありまして、この自然増による機械的なカットについては、高齢者の暮らしを無視したやり方であると批判されているわけでありまして。

前回、2015年度は、介護が2.27%のマイナス、今回、介護については0.54%の微増と、介護報酬の改定が行われましたけれども、財務省は強固にこの引き下げを主張してきた中での若干のプラス改定ということで、福祉充実を求める世論の高まりからいって、これは当然であると思いますが、内容的には不十分な点、改善すべき点が多々残されると指摘されております。

介護の場合、前回の大幅マイナスの改定の影響を払拭する水準とは到底なっていないわけでありまして、高齢者の自立支援で成果を上げた自治体に対する新しい交付金200億円を計上されておりますけれども、介護保険料の抑制を目指し、認定率を低下させることにつながりかねない、認定申請を受け付けないなど、いわゆる水際作戦を行う事態が増加しかねず、被保険者の権利を大きく損なう可能性があるとして専門家は指摘しているのをごさいます。

一方の、予算を組んだ安倍政権については、先ほども申しあげたように、学校法人森友学園への国有地売却に関する決裁文書が書きかえられ、改ざんされていたこと。財務省は、書きかえられたのは14文書300カ所以上に上り、森友学園の価格交渉の経緯や本件の特殊性などの文言、財務省本省の関与を疑わせる記述、安倍明恵氏や複数の政治家の名前などを削除したということをお認めいただいております。

また、会計検査院も、これを知りながら検査をしていたというところでもないことも明らかに

なっているであります。

これまで財務省は虚偽答弁を重ね、偽物の文書を国会に提出していたわけでありまして、これまでの国会審議の前提と信頼が覆り、国権の最高機関である国会を愚弄し、主権者である国民を欺く言語道断の非常事態であります。

安倍首相も麻生財務大臣も、佐川氏の答弁を許容し、国会で擁護してきた任命責任、政治を私物化し、行政への信頼を損ねた政治責任は免れないと思います。

国会や国民を愚弄してきた安倍内閣全体の問題でありまして、特に公文書は国や自治体が国民に説明する責務を果たすための重要な資料で、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であるわけでありまして、公文書が改ざんされると、国民が国家を監視できない。行政への信頼が失われ、日本の民主主義そのものを根幹から揺るがされる。政権ぐるみの改ざんであるならば、近代国家とは思えない、信じられない、国民への重大な裏切り行為でありまして、そうした内閣に政権を担当する資格自体がないものとして強く非難したいと思います。

海外メディアは、「アベゲート事件」と報じ、アメリカや韓国であれば、公文書改ざんの罪は大統領でも終身刑と報道しているわけでありませぬ。

次に、2つ目の理由ですが、市民の苦しい生活実態に基づいた、市民の切実な声に応えた予算ではないと思えるからであります。

介護保険の成り立ちについては、時間の関係で割愛しますが、今回の改正は、高齢者、現役世代の負担割合の見直しだけではなく、地域包括ケアシステムの進化、推進を図るため、自立支援、重度化防止に向けた保険者の機能の強化等の取り組みの推進、医療、介護の連携の推進等、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進について施策を打ち出しているわけでありませぬ。

特に、自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化の取り組みの推進については、本市が保険者の機能を発揮して、自立支援、重度化防止に向けての取り組みを一層進め、県と国は市町村を支援するとされておりますけれども、今回の特別会計予算は約45億円余りでありませぬが、歳入の部でその半分を占める国庫支出金、支払基金交付金などの約22億円のさらなる充実が不可欠でございます。

ここで思い出してしまうことは、地方財政の充実、強化を求めた請願を不採択にされたこと、こうしたことから、今の財政状況の中で不採択にされるということは信じられない、あり得ないと強く感じるものでございませぬ。

市民の声は、介護保険外しや利用者の負担の引き上げなど、介護の自己責任化に反対した高齢者の尊厳が守られ、住みなれた地域で安心して生活できる介護保険制度を確立すべきだと。利用者負担の3割負担の新制度や、介護1、2の生活援助サービスの介護保険からの切り離しなど、全国的にこれからさらに進むわけですが、これらについては絶対反対であるとおっしゃっています。

訪問介護を扱う事業所が、このところ相次ぎ閉鎖を余儀なくされて、ここ数年で1割以上も減ったということが明らかになっております。先日、NHK山形でも夕方の番組で取り上げ、特集で放映されました。

介護従事者の賃金の引き上げなど処遇改善を図り、介護人材の養成、確保に取り組むべきであると思ひます。

介護保険料の月額基準額が、これまでの5,620円から360円、6.4%の負担増となり、5,980円と設定される一方で、地域包括ケアシステムを進化させていくという計画でありますけれども、これを実現していくためには、過酷かつ夜勤などで交代制の現場で働く人の人材確保、そのための賃金改善が必須であり、急務だ

と思うのでございます。

本市の高齢者福祉計画、第7次介護保険事業計画が絵に描いた餅にならないよう、持続可能な介護施設・事業所の経営をさらに支援し、介護職場で働く労働者の処遇改善ができる予算内容にしていくべきではないかと思えます。

そうしたことが求められていると議員各位に強く訴え申しあげまして、私の反対討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○内藤 明議長 次に、反対討論について、遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

〔遠藤智与子議員 登壇〕

○遠藤智与子議員 私は、日本共産党を代表して、議第13号平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算に反対の討論を行います。

先日、3月8日付山形新聞の一面に大見出しで「介護保険料85%で増、65歳以上月額6,000円超えは65%」という文字が躍りました。そして、介護保険制度そのもののあり方まで問う内容となっていました。

それによれば、保険料は原則として公的年金から天引きされる。数年前までは、年金生活の高齢者には月額5,000円程度が限界と言われてきたが、現時点でも既に全国平均は月額5,500円、高齢夫婦2人世帯では保険料が月額1万円を超える計算だ。厚生労働者は、高齢者の自立に取り組んだ事業所、自治体に、介護報酬や交付金を多く支払い、費用の伸びを抑えることを目指しているが、対症療法にすぎない。制度のあり方について国民的な議論が必要なきが来ていると、大きな問題提起を行っています。

ここまで深刻になった原因は、介護保険制度発足の際、2分の1だった国庫負担を、その後4分の1に引き下げた国にあります。そして、財源は一般財源の繰り入れではなく、あくまで保険料で賄うことを初めとした3原則の縛りによって、多くの自治体が苦勞を強いられる現状となっています。

しかし、この上からの指導は、地方自治法上従う義務というものではありません。介護保険事業は自治事務であり、市町村は、生存権の保障を定めた憲法25条の精神に立ち、一般会計からの繰り入れを行い、保険料の引き上げを行わないことが可能なのであります。実際に、約28市町村で法定外繰り入れを行っています。

本市は、第7期介護保険料を決めるに当たって、介護給付費準備金を全部取り崩し、1人当たり300円は抑えていただいたということです。それでもなお基準月額が360円アップの5,980円です。

先ほどの新聞報道にもありますように、もう既に低所得の高齢者世帯は負担の限界に達しております。年金は下がる一方で、消費税増税も予定されている。加えて、「後期医療保険料アップ」という記事も、きのうの山形新聞に載せられました。

次々と追い打ちをかけるような社会保障の削減には異議を唱えなければなりません。本市の努力に敬意を表しつつも、もう一步踏み込んだ介護保険料引き下げを望むものであります。

以上のことを申しあげ、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

○内藤 明議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第13号を除く、議第8号平成30年度寒河江市一般会計予算、議第9号平成30年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第10号平成30年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第11号平成30年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号平成30年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第14号平成30年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成30年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号平成

30年度寒河江市立病院事業会計予算、議第17号平成30年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号、議第12号、議第14号、議第15号、議第16号及び議第17号の9案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 内藤 明議長 次に、日程第17、議第18号寒河江市課制条例の一部改正についてから日程第21、議第32号寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止についてまでの5案件を一括議題といたします。

### 総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 内藤 明議長 日程第22、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。伊藤総務産業常任委員長。

[伊藤正彦総務産業常任委員長 登壇]

- 伊藤正彦総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第18号、議第24号及び議第30号から議第32号までの5案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第24号の審査を行い、次に議第18号、議第30号、議第31号、議第32号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第24号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「狭隘な市道から電柱を移転し、道幅を広くしようと当局では相当努力しているとのことであったが、道路占用料自体は大きな金額ではないため、電柱移転をなかなか引き受けてくれないのではないかと思う。道路占用料の算定に当たり、そのようなことも考慮しているのか」との問いがあり、当局より「電柱の占用料は3年ごとに改定する固定資産税の評価等に準拠して減額となりました。電柱の移転につい

ては、金額よりも不便さが優先されることから、移転が困難な状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「条例改正により具体的にどう変わるのか」との問いがあり、当局より「市営住宅の家賃は、入居者から年間の収入を提出していただき、それに基づいて決定しております。条例改正前は、認知症等の理由で提出が困難な場合、近隣の家賃を参考に算定しておりましたが、今回の条例改正によって、事業主体の寒河江市が市町村役場等の公共的ところで収入状況を閲覧できるようになり、それに基づいて家賃を決定できるようになったものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「寒河江市水道事業の設置等に関する条例で、給水区域、給水人口、給水量を変更しなければならないということは、水道事業計画の変更を国や県に届け出なければならないのではないか」との問いがあり、当局より「水道事業は、厚生労働大臣の認可を受ける必要があるため、現在、県に届け出の手続を行っているところです」との答弁がありました。

委員より「簡易水道事業が廃止され、水道事業に統合となるが、これまで簡易水道を利用していた方の料金は変わるのか」との問いがあり、当局より「統合されても料金は変わりません」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第23、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第18号寒河江市課制条例の一部改正について、議第24号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について、議第30号寒河江市道路占用料条例の一部改正について、議第31号寒河江市営住宅条例の一部改正について、議第32号寒河江市簡易水道事業の設置条例の廃止についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第18号、議第24号、議第30号、議第31号及び議第32号の5案件は原案のとおり可決されました。

## 議案上程

○内藤 明議長 次に、日程第24、議第19号寒河江市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定

についてから日程第33、議第29号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの10案件を一括議題といたします。

## 厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○内藤 明議長 日程第34、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。佐藤厚生文教常任委員長。

〔佐藤耕治厚生文教常任委員長 登壇〕

○佐藤耕治厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員7名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第19号から議第23号まで並びに議第25号から議第29号までの10案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第20号の審査を行い、次に議第21号、議第23号、議第19号、議第22号、その後、議第25号から議第29号までの順で審査を行うこととお諮りし、異議なく承認されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第20号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「医療費無料化となる高校生の対象人数をどのように積算するのか」との問いがあり、当局より「医療費の積算は人数ではなく、レセプト件数をカウントしており、中学生の件数を参考に積算いたします」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在の避難者の人数は」との問いがあり、当局より「平成30年3月1日現在で、寒河江市内の避難者数は67人となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「新年度において、この新しい基金はどのように積み立てられるのか」との問いがあり、当局より「現行の基金は一旦廃止して、現行の基金の残高を含め、9月の決済で確定される金額を移行します」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「他の市町村の施設に入居した場合でも、寒河江市に保険料の支払いをすることになるのか」との問いがあり、当局より「そのとおりです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「保険料の基準月額が5,980円となっていますが、所得に伴い9段階にした場合の金額は」との問いがあり、当局より「基準月額5,980円の12カ月分である7万1,760円を基準とし、それに0.45から1.7までの負担割合を乗じて得た金額となります」との答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

討論内容を申し上げます。

委員より「保険料基準月額が5,980円となり、360円のアップとなった。低所得者及び高齢者世帯にとっては重い負担になっている。たび重なる保険料の引き上げの第一義的な責任は、制度発足の際に国庫負担を2分の1から4分の1に引き下げた国にあるが、市町村は生存権の保障を定めた憲法第25号の精神に立って、一般会計からの繰り入れを行い、保険料を引き上げないようにすべきではないか」という旨の反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基準緩和がなされ、介護職員がさまざまな仕事を兼務することができるようになったが、労働強化につながるおそれはないか」との問いがあり、当局より「緩和処置については、現在の業務に支障を来さない範囲で兼務することができるということになっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、可否同数のため、委員長採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに係る改正内容で、身体拘束等の適正化を図るに講じなければならない処置とあるが、身体的拘束に係る判断や家族等への説明はどのようにになっているのか」との問いがあり、当局より「身体的拘束については原則禁止されております。ただし、行う場合には利用者の御家族にお知らせし、了解を得た上で、やむを得ない範囲を行うことになっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第35、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

初めに、確認させていただきます。渡邊議員は第何号についての討論ですか。(「議第25号、介護保険条例の一部改正に関する反対討論です」の声あり) 遠藤議員は第何号についての討論ですか。(「同じく、議第25号です」の声あり) 反対討論ですか、賛成討論ですか。(「反対です」の声あり) 反対討論ですか。

そのほかに討論ありませんか。(「なし」の声あり)

初めに、反対討論について、遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

[遠藤智与子議員 登壇]

○遠藤智与子議員 私は、日本共産党を代表して、議第25号寒河江市介護保険条例の一部改正について、反対の討論を行います。

介護保険制度ができた当初は、誰もが必要な介護を安心して受けられる、夢のような制度といううたい文句でした。

しかし現在、先ほど議第13号平成30年度寒河江市介護保険特別会計予算の反対討論で申しあげたような矛盾が広がり、この制度の抜本的な改善を望む声も大きくなっております。

第7期介護保険料の5,980円は基準額であり、実際の保険料額は所得の段階で違います。そして、所得税、住民税、国保料に比べても逆進性が強く、低所得者にとっては重い負担になります。寒河江市介護保険条例の一部改正が通れば、多くの市民の生活が前より苦しくなるものと考え

えます。

このような理由から、私はこの条例に反対するものです。

以上、反対討論といたします。ありがとうございました。

○内藤 明議長 次に、反対討論について、渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

[渡邊賢一議員 登壇]

○渡邊賢一議員 社会民主党、市民クラブの渡邊賢一でございます。

議第25号、介護保険条例の一部改正につきまして、反対討論をさせていただきます。

反対理由を申しあげますと、今回の条例改正については、介護保険料改悪の見直し内容であり、引き上げには反対であるからでございます。何点か申しあげたいと思います。

前回の介護保険法改正では、全国一律の基準で実施されていた訪問介護及び介護予防、通所介護の多様なサービスを提供できるように、市町村が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行や在宅介護の連携の取り組みの市町村への義務づけなどが行われてきました。

この新しい介護予防・日常生活支援総合事業に、今年度から市町村がさまざまな施策を組み合わせ、高齢者の実情に応じて、きめ細やかな対応ができるように取り組んでいるわけがあります。

いわゆる団塊の世代が75歳以上に、7年後の2025年に向けて、これらの施策により、ある程度支援が必要になっても、自分でできることは極力自分で行うことができ、地域においても居場所があり、本人や家族の生活の質が維持、向上されるといった、健康で自立した生活を送ることができる高齢者をふやすことが大変重要なことであります。そのためには、自立支援や重度化防止の取り組みを一層推進していく必要があると考えております。

高齢者が住みなれた地域で、健康で自立した

生活を送ることができるよう、自立支援や要介護状態の重度化防止に取り組んでいくことは大変重要なことだと考えております。

このため、介護の施設の整備や在宅福祉の充実について、多くの高齢者の方々は、要介護状態となっても可能な限り在宅で暮らすことを望んでおりますことから、介護サービスにつきましては、適切なケアマネジメントのもと、在宅での介護環境を整備することを基本とし、在宅での十分な介護が困難な場合や、リハビリテーションあるいは看護を必要とする場合、これを中心に、施設入所によるケアを推進していくということになっております。

このうち、在宅サービスについては、通所介護を中心に量的な充実は図られつつある中で、今後はサービスの質の確保、向上が重要な課題となっているところでございます。

小規模多機能型居宅介護サービスなどの地域密着型サービスの拡充、認知症の増加から、認知症疾病医療センターの整備、医療と介護の連携を図り、地域における認知症ケアの促進がますます必要になっているわけであります。

また、家族介護者への支援のため、介護予防など地域支援事業、それから困難事例の相談に当たる地域包括支援センターの充実などを図りながら、住みなれた地域で安心して暮らせる体制づくりがますます重要であります。

一方で、施設サービスにつきましては、在宅介護が特に困難な方々への重点化という基本方向がありますけれども、本市の地域の特性、あるいは増加しているひとり暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯、それから多床室に対する高齢者のニーズと、そうした地域の実情に対応して施設整備を進めていく必要がございます。

しかしながら、介護疲れの末に家族を殺害した事件が全国的に後を絶ちません。とまらない介護離職、また介護による高齢者虐待、マスコミでも報じているわけでありますけれども、精

神面でも経済面でも介護する者の不安を払拭できる施設や施策が十分であるとは言いがたい。家族介護制度の問題点を指摘しております。いまだ介護の社会化が図られていない、これが現状だと思います。

さて、今回の条例改正は、介護保険法改正に準拠した介護保険料見直し改悪の内容でありまして、引き上げには反対であります。

また、その狙いとするところは、安倍政権が進める規制緩和によって、無資格者や外国人を登用するなど、非常に安上がりな労働力をかき集めようというものであります。

地域住民の目線を尊重し、関係機関の連携を強め、医療、介護、住まい、生活支援、福祉など、谷間のない地域包括ケアシステムを実現すべきであります。

また、計画的に特別養護老人ホームを増設し、入所待機者をなくしていかなければなりません。

また、家族自身が生活と介護が両立できるよう、介護休業制度の改正、レスパイト（休息）ケア事業、介護事業者の休養支援、要介護者の一時預かりなどにさらに取り組むべきだと思います。

加えて、安倍総理が国民にうその国会答弁をし、森友学園疑惑の国有財産の値引きの正当性を主張し、衆議院を解散強行、国民を欺いたその選挙結果で得た議席で信任を得たとして、みずからの政権の延命を図り、言葉は悪いですが、国民の信頼を裏切った安倍政権内の厚生労働大臣と厚生労働省の官僚でつくった法律に基づくものであるからでございます。

こうした理由から、私はこの議案につきまして、反対を表明するものでございます。

以上、私の討論を終わります。ありがとうございました。

○内藤 明議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第25号、議第28号及び議第29号を除く議第19号寒河江市国民健康保険事業財政調整基金条例の制定について、議第20号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について、議第21号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について、議第22号寒河江市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議第23号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、議第26号寒河江市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第27号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第26号及び議第27号の7案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第25号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議第28号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議第29号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

## 議 案 上 程

- 内藤 明議長 次に、日程第36、議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）及び日程第37、議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）の2案件を一括議題といたします。

## 議 案 説 明

- 内藤 明議長 日程第38、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 ただいまは、平成30年度寒河江市一般会計予算を初め、特別会計、企業会計の予算及び条例等を御可決いただきまして、まこ

とにありがとうございます。

それでは、議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）及び議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）につきまして、関連がございますので、一括して御説明申しあげます。

このたびの補正予算2件は、平成30年度に実施を予定しておりました寒河江マザーズ支援拠点整備事業が平成29年度の国の補正予算対象事業として採択されたことから、平成29年度事業として実施するためのものがございます。

初めに、議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）についてでございますが、国の地方創生拠点整備交付金を活用いたしまして、寒河江マザーズ支援拠点を整備するために8億1,599万3,000円を計上し、この歳出予算に対する歳入については、国庫支出金を4億799万6,000円、市債を4億790万円追加するなどし、対応するものがございます。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ194億9,152万8,000円とするものがございます。

また、議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）につきましては、ただいま御説明申しあげましたように、寒河江マザーズ支援拠点整備事業を平成29年度事業として実施することに伴い、同事業に係る予算の一部8億1,599万3,000円を減額するものがございます。

この歳出予算に対する歳入については、基金繰入金を5,979万3,000円、市債を7億5,620万円それぞれ減額し、対応するものがございます。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ173億9,500万7,000円とするものがございます。

以上、補正予算2件について御説明申しあげましたが、詳細につきましては関係課長から御説明申しあげますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上でございます。

○内藤 明議長 安達財政課長。

〔安達 徹財政課長 登壇〕

○安達 徹財政課長 私から御説明申しあげます。

寒河江マザーズ支援拠点整備事業につきましては、地方版総合戦略に基づく自主的、主体的な地域拠点づくりを、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、行うプロジェクトとして申請をしておりましたが、政策間連携等が評価され、本定例会の期間中に採択の通知があったものでございます。

この事業は、ことし2月1日に成立いたしました平成29年度国の補正予算の対象となりますので、国の交付金のほか、交付税措置のある有利な起債を活用することができ、財政負担の軽減につながれるものと考えております。

平成30年度予算を御可決いただいてすぐの補正予算になりますが、2件ともこの事業に係るものだけありますので、よろしく願い申しあげます。

補正予算の概要は、平成30年度に計上しております9億7,881万2,000円の事業費のうち、医療・保育施設整備費など今回の事業の対象とならない1億6,281万9,000円を除く、8億1,599万3,000円分を前倒しし、平成29年度に実施しようとするものがございます。

具体的には、歳出の説明の中で子育て推進課長が説明を申しあげます。

それでは、歳出を除く部分について一括して御説明申しあげます。

議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）につきまして、予算書6ページ、7ページの事項別明細書をごらんください。

平成29年度に実施する寒河江マザーズ支援拠点整備事業に対応する歳入であります。

13款2項1目総務費国庫補助金は、事業費の2分の1の額4億799万6,000円を地方創生拠点整備交付金として計上するものがございます。

1つ飛びまして、20款1項3目の児童福祉施

設整備事業債の追加であります。国の交付金を充てた後に残る地方負担分全額に補正予算債を活用することができますので、上限の4億790万円を計上いたしました。補正予算債は、元利償還金の50%に相当する額を後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入する措置がある有利な起債でございます。

戻りまして、18款1項1目繰越金でございます。10万円未満の金額の市債を発行できないことから、不足する9万7,000円を繰越金で対応することにいたしました。

続きまして、4ページの第2表繰越明許費補正でございます。

寒河江マザーズ支援拠点整備事業の年度内完了が困難なため、平成30年度に全額を繰り越すものでございます。

次に、5ページの第3表地方債補正でございます。

歳入の20款市債などで説明を申しあげました市債を追加するため、限度額を変更するものでございます。

次に、議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）の5ページ、6ページの事項別明細書をごらんください。

歳入17款1項9目市有施設整備基金繰入金であります。全体事業費の約9割に市債を充て、その残分について、同基金からの繰入金を充てる予定でしたが、歳出の減額に対応し、5,979万3,000円を減額するものでございます。

20款1項2目児童福祉施設整備事業債につきましても、同様の理由で7億5,620万円を減額するものであります。

次に、4ページの第2表地方債補正でございますが、歳入の20款市債の減額に対応するため、限度額を変更するものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○内藤 明議長 佐藤子育て推進課長。

〔佐藤 肇子育て推進課長 登壇〕

○佐藤 肇子育て推進課長 おはようございます。

初めに、議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）の歳出について、予算書により説明を申しあげます。

予算書8ページ、9ページをごらんください。

3款民生費2項児童福祉費4目子育て推進施設費、寒河江マザーズ支援拠点整備事業でございますが、さがえ未来創成戦略に基づく地域拠点づくりの一環として、本市の基幹保育所としての機能等を持つ寒河江マザーズ支援拠点の建物建設や外構工事等を行うもので、13節、工事管理の委託料として885万6,000円、15節工事請負費として8億713万7,000円を計上するものです。

なお、医療・保育施設につきましては、医療施設が地方創生拠点整備交付金の対象外となっているために、平成30年度当初予算において対応いたします。

次に、議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）の歳出につきまして、予算書により説明を申しあげます。

予算書7ページ、8ページをごらんいただきたいと思います。

3款民生費2項児童福祉費4目子育て推進施設費、寒河江マザーズ支援拠点整備事業でございますが、ただいま説明いたしました議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）に計上することにより、同額の予算を減額するものでございます。

以上、よろしくお願申しあげます。

## 委 員 会 付 託

○内藤 明議長 日程第39、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第34号及び

議第35号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

### 質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第40、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第34号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第35号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第34号平成29年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議第35号平成30年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成多数であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

### 議案上程

○内藤 明議長 日程第41、議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

### 議案説明

○内藤 明議長 日程第42、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

### 質疑・討論・採決

○内藤 明議長 日程第43、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

**常任委員会及び議会運営委員会の  
閉会中における委員会調査申出  
並びに委員派遣承認要求について**

○内藤 明議長 日程第44、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり各委員長より申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

**閉 会** 午前11時44分

○内藤 明議長 これにて平成30年第1回寒河江市議会定例会を閉会します。

大変御苦勞さまでした。